

国師・講読師について(下)

名 畑 崇

四

国師・講読師の資質について

資質は職掌と不可分の関係にあり、職掌の内容が変るのにもない、資質の基準も変更されるから、もとより固定したとらえ方はできない。国師・講読師の資質について触れた記事を年代の順にあげてみる。

- 「有知有行、為衆推仰者」(延暦三・五・一勅)。^① ○「才堪講説、為衆推讓者」(延暦一四・八・一三官符)。^② ○「智行可称、堪為三人師」(延暦三三・正・一一勅)。^③ ○「簡大智二而任講師、拳三少識二而補読師」(「年四十五以上、心行已定、始終不レ易」(延暦二四・一二・二五官符)。^④ ○「差三任立義複講及諸国講師、雖通本業、不レ習戒律者、不レ聽三任用」(延暦二五・正・二六官符)。^⑤ ○「凡僧綱講師者僧尼之師表也」(弘仁九・五・二九官符)。^⑥ ○「精進練行、智徳有レ聞、堪レ任講筵、始終無変者」(承和一一・四・二〇官符)。^⑦
- 「頃年之例、立三五階三階、令補読師……、凡厥諸国置三講読師者、将令下邦家照三於戒珠之光、天下護三於禪行之化」と(斉衡二・八・二三官符)。^⑧ ○「法華・最勝・仁王の三部經を具講(元慶元・五・二三官符)。^⑨ ○「雖成三階業、非三精進練行者、不レ得擬補」(延喜一四・意見十二箇条)。^⑩ ○「精進座禪」(賢哲)。(永延二・尾張国郡司百姓等解)。^⑪
- 智・行がそなわり僧俗を教導できる、というのが国師・講読師に一貫して求められている資質だが、延暦十四年八月に国師を講師に改称、講説に専従させる方針が出されて後は、經典講説の能力が重視されてくる。このとき講師の

秩満を永任としたのは「弘道、教以利民」のためであり、教導利民が講師に課せられた主要な任務となった。同二十五年に年分度者の宗業と人数を定め、戒律の習熟が基本的な要件にあがってくると、持戒持律が講・読師に求められていく。法華・最勝・仁王の護国三部経の具講は部内の毎年安居の講師としての要件である。それと五階三階の受業など具体的な資格を除くと、資質については抽象的な表現に終始し、時代が下るにともない修辭がめだつのは、理想と現実の乖離を示すものであろう。

資質(資格)からうかがうと、国師・講読師の理想的な面が浮きぼりされてくるが、それは現実の国師・講読師に対する批判を逆に現わすものであって、国師・講読師はしばしば批判糾正の対象にあがっている。次にその主な例を示そう。(一)は対策・処置を示す。

(一)「東大寺四面二里之内、(諸寺二里内)不聴殺生……如有国師不檢」(違勅罪を科す)。(天平勝宝四格、宝亀二・八・一三官符、弘仁三・九・二〇勅、承和八・二・一四勅、貞観四・一二・一一官符)。(二)「諸国国師・諸寺鎮・三綱、及受講復者、不願罪福、専事請托、員復居多、侵損不少、(不可更然) (宝亀二・正二〇勅)。(三)「増加国師員、……匪允愜」(員数削減) (延暦二・一〇・六)。(四)「如有身死

及心性麁惡、為民所苦者」と「替改」(延暦三・五・一勅)。

(四)「或事紆濫、詐称改過、未捨妻孥、此乃僧綱簡括所失、国司阿容任意」(擅却・科貶) (延暦三・正・一一勅)。(六)「期老死、或情無知足、則自倦講席……若有自事銜売、妄求俗奉者」(秩満六年・擯出) (延暦二四・一二・二五官符)。(七)「專任講説不預他事、堂宇頽壞不存修葺」(国司と共に檢校) (弘仁三・三・二〇官符)。(八)「不必其人」(承和六・九・二勅)。(九)「件兩宗(天台・真言)僧等至擬補講読師、各爭宗業已致誼譁」(天台を先とする) (元慶五・九・一六官符)。(十)「任意留連、遲向延引日月」(選用・公請せず) (文審寮式)。(十一)「多非持律之人、或有贖勞之輩、……国分僧若有濫穢、而講読師不糾」(雖成三階業、非三精進練行、不得擬補・解却) (意見十二箇条)。

(一)は国師(講師)が国司と共に寺辺の殺生禁断を檢校する任に預かるのだが、任を果していないことを誠しめるのに違勅罪をもって臨んでいる。国師(講師)の任務不履行の例である。(二)は新薬師寺西塔・葛城寺の塔と金堂が落雷炎上した不祥事に際し、政府が僧綱を含む僧徒に自戒を求めたもので、国師のみを批判の対象とはしないが、「員復居多」は(三)の「増加国師員」と無関係とは思えない。ま

た員数増加の原因は「請托」にあり、綱紀上みのがせない事態に至っていたのであろう。(四)の「身性麁惡」は仮定ではあるが、(五)のような事実がすでにあったかも知れない。

僧綱が講師の人選を誤るのと、(六)のように講師就任を俗挙に頼る風潮とがからみあって、国師の資質低下をきたすのである。のちになると、「凡擬_二補諸国講師師_一、此僧綱之最_三」^(五)といわれるように、僧綱は講師師の擬補の権限を拡大したもののようであるが、「有司称_二格無_一、試業之階_二、任意恣拳_三少智之輩_一、已乖_二制旨_一多涉_二濫吹_一」(齊衡二・八・二三官符)、「而簡定擬補不_レ依_二次第_一、……昇降任_レ意愛憎専私、如_レ此之漸弥致_二人愁_一、僧綱等寄_二言本寺_一不_レ忍_二礼察_一、怨結之至動訴_二公違_一」(寛平七・七・一一官符)^(六)など、僧綱の講師師擬補に適正が強く求められ、「若僧綱知_レ情不_レ礼、殊加_二加責_一」^(七)と掣肘をうけるようになる。

延暦二年正月二十日の最澄の度縁^(八)に、行表が「師主左京大安寺伝灯法師位行表」と名のると同時に「大国師伝灯法師位行表」として、中・少国師以下近江国国衙の官人と共に名を連ねており、国師に赴任しても本寺との所属関係は保持され、任が終ると本寺にもどったようである。時代は降るが、伊豆国読師平久が死去したので、弟子・童子が素服を著して本寺大安寺に帰り、大安寺は弟子・童子の申文

をそえて綱所に報告しているのもそのことをよく示している。

一方で僧綱の成員が七大寺・律寺に所属する僧によって占められる体制は保持されようとしていたし、講師師の資格に宗の本業と戒律の習熟やのちの五階三階の受業の制が設けられると、資格取得は諸大寺で受学する者でなければ困難であった。延喜三年六月二十日の官符によると、山城・摂津・伊賀・三河・伊豆・若狭・加賀・能登・越中・丹後・淡路の国では講師のみで読師を置かず、毎年安居に国分寺僧を臨時の読師にあてる例であったが、彼ら読師らは階業がなく資格を欠いており、部内で資格をうるには読師で七十才、講師で八十才の老令におよぶ。それに対して七大寺外でさえも「加_二来立義_一、得業者其数不_レ少、階業之人、八宗是多_三」^(九)という。諸大寺を基盤にする僧綱に講師師を擬補する権限が集注すると共に、僧綱が本寺の掣肘をうけて、「寄_二言本寺_一不_レ忍_二礼察_一」^(十)という事態が生じてくるのである。

五

講師師の任命は僧綱と個々の僧の人格との間に成立するというよりも、僧綱と諸大寺との関係によって成立する傾

向が強くなっていったとみてよい。最澄の天台宗と空海の真言宗の開創は、宗と本寺の意識をきわだてたと思うが、自宗出身の僧を講読師にするのに熱心だったのは天台宗である。延暦二十五年に天台宗は年分度者二名を許され、諸宗の受業者と共に簡試のうえ立義・複講・諸国講師に差任されることを公認された。ついで最澄の「天台法華宗年分学生式」(弘仁九・五・一三)^③に天台宗受業者の学生のうち国

師・国用を伝法および国講師に差任されることを官に求め、講師一任の間の毎年安居法服の施料を当国の官舎に納め、修池・修溝・耕荒・埋崩・造橋・造船・殖樹・殖葑・蒔麻・蒔草・穿井・引水など国を利用する用にあて、講經・修心を本務に定めている。ここには延暦十四年の講師の講說專從制と、同二十四年十二月の「人能弘道、教以利民」の勅にこたえて天台学生に理念を実現させようとする最澄の意図がうかがえる。ついで承和二年十月十五日に義真は既得の年分学生の国講師差任と別に、宗内で講読師に堪える者各一人を毎年講読師に任命されることを官に求めて許された。僧正護命が前年九月に死没しているところをみると、天台宗にとって七大寺を基盤にもつ僧綱の教界支配の壁が厚かったわけである。その後天台宗から遍照が出て僧正に就任すると、仁和元年に元慶寺年分度者で階業を経た

者一人と、元慶寺の三綱・久住僧で階業を経た者とを年中諸国講読師の補欠にすることを許されることになった。ここに至って天台宗は七大寺の僧綱支配の体制に割りこみ、教勢の発展に有利な地歩をきずいたといえる。『延喜式』玄蕃寮に延暦寺三綱は一任の後、諸国講読師に任じ、上座・寺主は講師に、都維那は読師に任ぜよ、としているのもそのあらわれであろう。

真言宗についてみると、天長元年に空海が小僧都になり、承和二年大僧都で退隱するまで十一年間僧綱に在任し、その間七年間は僧正護命を主班とする僧綱の成員としてすごしている。講読師の確保に空海が熱意を示したような形跡はみえないが、承和二年正月二十三日の官符で真言宗年分度者三人を得ており、他の宗の例に準じて受業・簡試を経た者に講読師就任の途が与えられるはずである。それを承けてか承和四年八月五日に「真言法教頃雖始三行京城、而未遍三辺境、宜撰下彼宗僧堪講読及修法者。任諸国講読師」の旨官符を得ている。右の官符にいうように真言宗は主として京畿に教線をのぼし、乙訓寺・高雄山寺・東寺・大安寺・弘福寺・東大寺真言院などを空海が管し、門弟はその跡を継承するとともに、安祥寺(恵運)・嘉祥寺(真雅)・貞観寺(同上)・観心寺(実恵・真雅)・

禅林寺(真紹)などの創立に関与して法系を伝えている。初期の真言宗は京都を中心に畿内の諸寺を確保し、僧の育成または配置に重点をおいたから、諸国に別院を設けて地方に教線伸張をはかった天台宗ほどに講読師補任の必要を認めていなかったのかも知れない。

こうした真言宗の都市寺院割拠主義とでもいうべき傾向から、寺や僧が個別に国家・貴族とむすびついて独立する方向をたどり、所管の寺が僧綱・講読師の統轄に属さない、という特権を得るようになる。たとえば法琳寺・興隆寺・貞観寺・嘉祥寺・観心寺・勸修寺・円成寺等がそれである。

六

はじめに紹介した三善清行の講読師・国分寺僧に対する批難は、「三本朝之文記、凡厥禅徒、未ニ必皆修学俱備、禅智兼高者一也、然而或固守ニ律儀、至レ死不レ犯、或偏行ニ菩薩、忘レ身利レ他、故帝皇之誠、依ニ禅僧ニ而易感、禅僧之念与ニ如来ニ而必通一」というように、清行が僧徒に寄せる理想の反照でもある。彼は播磨国魚住の泊の修復を提案する中で、糧生・韓・魚住・大和田の泊を行基が修造したのを菩薩行と評価し、貞観九年に元興寺賢和が播磨国講読師賢

養と同心して魚住の船瀬を造ったことも菩薩行と評している。^⑤

天長五年二月二十五日文殊会の創設にあたり「須国司講読師仰ニ所部郡司及定額寺三綱等、郡別於ニ一村邑一、屈ニ精進練行法師一、以為ニ教主一、毎年七月八日令レ修ニ其事一、兼修ニ理堂塔経教破損等一」の事を定めているし、天長十年に鎮西府観世音寺兼筑前国講師に赴任した惠運は「以為ニ九国二嶋之僧統一、特ニ勾当写大藏经之事一」。承和二年十二月三日の官符では、大宰大貳小野岑守が大宰府に創設した統命院と附属の壘田百十四町の管理を府監または主典と観世音寺講師に勾当させている。^⑥ また承和二年六月二十九日の官符には、大安寺忠一を預として駿河富士河と相模鮎河の浮橋二処の設置、尾張美濃堺の墨俣河・尾張草津・三河の鮑海河と矢作河・遠江駿河堺の大井河・駿河阿倍河・下総太日河・武蔵石瀬河・武蔵下総堺の住田河に渡船を各四艘ないし三艘加増、墨俣河の左右辺に布施屋の修造を行ない該国の講読師と国司共に検校するように定めている。^⑦ 天長・承和・貞観期には窮民救済・海川の運輸・交通施設の修造など公共施設の修造や管理に講読師が国司と共に関与する例が多い。賦課の確保には民生の安定が前提になるから、政府は国郡司を督促して池・溝・堰の修造にあたらせ、田

疇荒廢の障害をとり除いて農民の窮乏を防ぎ、郡司・豪族に帰属しようとする農民を中央の支配下につなぎとめるのが、重要な政策になってきていたといわれる。政府は有能な人材を地方官に任じて殖産・利民をはからせるが、大伴今人・小野岑守・藤原高房・紀夏井・橘秘樹・藤原保則らが業績を示し、良吏の代表として喧伝されてくる。こうした国郡司に対する民生安定の督励が講読師の公共施設の設営管理への参加をうながしたのであって、講読師の任には講経や寺院僧尼の管理のほかに、利民事業への関与が加わり、理念は菩薩行に求められていたと考えられる。仏像や經典の凶写供養によって攘災招福を期することも広義の利民事業であって、この面で実績を示す講師もいた。たとえば伯耆講師賢永は「年来五穀不_レ登、百姓窮弊、加之疫病頻発、死亡者衆、賢永奉_ニ為_ニ國家、誓_ニ願_ニ仏力、精誠攸感、頗知_ニ靈驗、由_レ是、割_ニ留_ニ供料、凶_ニ書_ニ写_ニ一万三千仏并親世音菩薩像及一切經、貯_ニ穀_ニ百斛、以_ニ資_ニ燈炷、請_ニ安_ニ置_ニ國分寺_ニ乃_ニ付_ニ國司、其穀每年出奉、勿_レ斷_ニ灯_ニ明_ニ」と奏して貞觀五年四月に許されている。『延喜式』主税によると、講師の年中供養は日米二升四合、安居の法服ハ纒五疋、布施ハ纒十疋・綿二十斤・布二十端、供養ハ日米六升四合そのほか塩・油・大豆・小豆などの支給をうける。伯耆講師賢

永の作善の規模からみて、一任中の供料でまかなえるとは考えられず、諸国講師在任中に供料を蓄積していたか、或は勧進に頼ったのかも知れない。播磨国の魚住泊を修復を主宰した元興寺賢和・播磨講師賢養の場合も同じことが考えられる。

以上みてきたように講読師のになった役割は史料の性質上主として制度面においてあらわれるが、永延二年十一月八日の「尾張郡司百姓等解」には講読師に対する部内の郡司百姓等の見解がうかえて注目される。解の第二十四条「請_レ被_レ裁_上斷_{不_レ下_ニ行_ニ國分尼寺修理料稻万八千束_ニ事_ニ」の冒頭に「右國分尼寺〔者〕、是為_ニ朝家鎮護、吏民快樂、所_ニ建立_ニ也」とあって、國分二寺に対する規定には國分寺造立の理念が継承されていて変更が加えられていない。國分尼寺が焼失して講師支那が國司と共に早期再興すべきだが國司藤原元命が修理料を下行しないために、仮屋で齋会・講経を行なう始末で、「如_レ此之間、國土亡弊、人民逝去、災難発職而依_レ是」と、災厄の原因を國分尼寺不在による法会の不如法に求めている。第二十五条「請_レ被_レ裁_上斷_{不_レ下_ニ行_ニ講読師衣并僧尼等每年布施稻束万二千余束_ニ事_ニ」では、「右攘災招福、懸_ニ於_ニ佛法之感驗、護_ニ國利民、縁_ニ於_ニ賢哲之祈禱、就中講読師是練行坐禪人、衆僧尼則彼御願勤修之侶、}}

「朝嘗_レ白露_ニ而伝_ニ仏法王法之教_一（中略）懈怠之僧見_レ之発心、不信之俗感_レ之讚歎、然後奉_レ祈_ニ帝皇於億歳_一、誓_ニ願黎元於遐年_一、撰_ニ其才行_一、所_レ被_ニ補任_一也」とあって、講読師は「練行坐禪人」で、「攘灾招福」「護国利民」を祈禱し、僧俗に教化をおよぼすのであり、朝廷は「撰_ニ其才行_一、所_レ被_ニ補任_一地」としている。前条の国分尼寺の規定と対応して講読師の任務・人選についても国家仏教の理想を主軸にすえて規定を与え、国家と部内の安全に寄与する講読師の任を顔面どおりに承認している。ことによると第二十四・五の条文は尾張国の講師が草したのかも知れない。そうではなくても講読師が郡司百姓等の国司改替の訴えに加担していることは明らかであって、朝廷の裁断を求めめるのに国家仏教の理念を媒体にしなければ実効が期待できないという現実があった。そこに現われる国家理念がたとえ修辭であり、形骸化しているにしても、国家仏教が觀念としてなお郡司・百姓の中に存続するかぎり、古代国家は命脈を保っていくのである。

註

- ① 『続日本紀』延暦三・五・辛未朔。
 ② 『類従三代格』延暦二四・一一・二五官符。
 ③ 『類従国史』仏道・僧尼雜制

- ④ 『類従三代格』同日官符。
 ⑤ 『類従三代格』同日官符。
 ⑥ 『類従三代格』同日官符。
 ⑦ 『類従三代格』同日官符。
 ⑧ 『類従三代格』同日官符。
 ⑨ 『類従三代格』同日官符。
 ⑩ 『平安遺文』古文書編第二卷。
 ⑪ このとき国師を講師に改称し、講説に専従させることになったいきさつについては、僧尼を法務に専注させようとする桓武朝の教界刷新の施策が考えられるが、延暦十七年三月丙申の詔に「郡司譜第之選、永從_ニ停廢_一、取_ニ芸業著聞堪_ニ理郡一者_一為_レ之」（『類従国史卷四〇』）とあって、郡司に才用ある者を任用する方針が出されている。講師の任用についても「才堪_ニ講説_一、為_レ衆推讓者」とあって、講説教導を講師の本務とする基本方針のもとに、才用を重視する施策の一環をなすものと思う。郡司の才用任用主義は弘仁二年八月譜第主義にもどされたが、弘仁三年三月講師の講説専従は堂宇・仏像の營繕に支障を生じるとして、堂宇營繕を国司と共に検校するよう改めている。
- ⑫ 以下『類従三代格』貞観四・一一・一一官符引用。
 ⑬ 『続日本紀』同日条。
 ⑭ 『続日本紀』同日条。
 ⑮ ①
 ⑯ ③
 ⑰ ④

- ⑮ 『類從三代格』同日官符。
- ⑯ 『統日本後紀』同日条。
- ⑰ 『類從三代格』同日官符。
- ⑱ 僧綱・鎮・三綱には成員に定数があるから、「員復居多」として批判の対象になるのは国師と「受講復者」だとみてよいであろう。
- ⑲ 『類從三代格』仁和二・六・二二官符。
- ⑳ 『類從三代格』同日官符。
- ㉑ 『類從三代格』同日官符。
- ㉒ 『類從三代格』同日官符。
- ㉓ 『類從三代格』同日官符。
- ㉔ 『類從三代格』同日官符。
- ㉕ 『類從三代格』同日官符。
- ㉖ 『伝教大師全集』第五卷・附録。
- ㉗ 『政事要略』五五文替雜事、応和三・一〇・三〇太政官符「五畿内諸国司応早言上講読師死闕解文事」
- ㉘ 『類從三代格』同日官符。
- ㉙ 『最澄』(日本思想大系4岩波書店)、一九四ページ。
- ㉚ 講師の毎年安居法服の施料については、後になるが「延喜式」主税に法服繩五疋、布施繩十疋綿廿斤布廿端とする。
- ㉛ 最澄の利民Ⅱ社会的実践の理論的根拠が梵網菩薩戒に求められることについては、拙稿「日本仏教における社会的実践の系譜」(大谷大学研究年報第三三輯)で論考を試みた。
- ㉜ 辻善之助博士は、義真は天長十年すでに死亡しているから、「義真」は「円澄」の誤りであろうとされた。(『日本仏教史』上世篇・三三三ページ)これに対して高木豊氏は、円澄も天長十年十月十二日に歿している(『統日本後記』)し、
- 『伝述一心戒文』には義真の上表は天長十年六月七日のこととして、抵触しないとされている(高木豊氏『平安時代法華仏教史研究』三三〇三四ページ)。
- ⑳ 『類從三代格』承和二・一〇・一五官符。
- ㉑ 『統日本後紀』承和元・九・戊午条。
- ㉒ 『類從三代格』仁和元・三・二二官符、同元・五・二三官符。
- ㉓ 『類從三代格』同日官符。
- ㉔ 『類從三代格』同日官符。
- ㉕ 『保護国家、不闕講読師之撰』(統日本後紀承和七・六・丁未条)。
- ㉖ 『但不經僧綱并講師之撰、從之』(三代実録、貞觀七・四・一五条)。
- ㉗ 「嘉祥寺申牒、……准_レ貞觀寺不_レ聽_レ僧綱撰錄」(三代実録 元慶二・二・五条)。
- ㉘ 「遠_レ為_レ国家之鎮、但不_レ經_レ僧綱講師管領」(元慶七・九・一五 河内国観心寺縁起資財帳・平安遺文・古文書編第一卷 一八四ページ)。
- ㉙ 「列_レ之定額、不_レ為_レ僧綱読講師之所撰」(類從三代格・延喜五・九・二二官符)。
- ㉚ 「此寺不_レ為_レ僧綱講師所撰」(類從三代格・延喜六・九・一九官符)。
- ㉛ 『意見十二箇条』第一条。
- ㉜ 三善清行は元興寺賢和の魚住泊修復のことを記し、播磨国講師賢義が参加したことを記さないが『類從三代格』貞觀九

・三・二七官符に「与講師賢養共同し心勸力、試加營造」以遂宿情」とある。

④7 『類従三代格』同日官符。

④8 貞観九・六・一一「安祥寺伽藍縁起資財帳」(平安遺文古文書編第一卷一四一ページ)、『文徳実録』仁寿三・五・一四
条に、武蔵・信濃の两国に詔して一切経各一部を書写せしめ
ている。西国の場合と同様に該国の講師がこの事業を勾当し
たであろう。

④9 『類従三代格』承和二・一二・三官符。

⑤0 『類従三代格』同日官符。

⑤1 『三代実録』貞観五・四・三条。ほかに焼失した国分寺四
王像を造立した長門講師嘉(寿)亮(同貞観一五・八・二〇
条)、国分寺画像吉祥天を木造五尺像に改造した出雲講師葉
海(同元慶元・八・二二条)などの例がある。

⑤2 『平安遺文』古文書編第二卷四八一〜八二ページ。

(本学助教 日本仏教史学)